

## 議第19号

三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を  
改正する条例案

三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和42年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

別表を次のように改める。

### 別表（第5条関係）

#### 1 年額で支給する報酬

支給対象者	階級	額
基本団員	団長	85,000円
	副団長	69,000円
	分団長	55,000円
	副分団長	46,000円
	部長	41,000円
	班長	38,500円
	団員	36,500円

#### 2 出動に対して支給する報酬

支給対象者	区分	額
基本団員	災害の場合	1回につき 8,000円
機能別団員	警戒の場合	日額 4,000円

	訓練の場合	日額 2,000円（特に重要な訓練として任命権者が別に定めるものの場合にあっては、4,000円）
	その他の消防事務の場合	1回につき 2,000円（特に重要なその他の消防事務として任命権者が別に定めるものの場合にあっては、4,000円）

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

三島市長 豊岡 武士